梅校の子どもたちはみんな仲間。いじめを許さず、居心地の良さを共有し合える温かな人間性の育成を。

１　いじめの定義

【いじめ防止対策推進法第２条１項】
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　認知の定義

（平成２８年３月１８日付文部科学省「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（通知）」より

「いじめの定義」を正確に解釈すると、
ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取り規定している。よって、「ごく初期段階のいじめ」であっても「好意から行ったが、意図せず相手を傷つけてしまった場合」等もいじめとして認知すべきである。

梅校のいじめ問題未然防止・対策計画

福島第四小学校



※　地域の財産である児童生徒を重大事態に巻き込まないようにするために、三者一体となって「見取りと声かけ」を日常的に行い、学校を拠点にして関係機関と連携して対策を講じる。

３　未然防止のための学級経営と教師の姿勢

(1) 未然防止のためには日頃の温かな学級経営

＜温かな学級とは＞

① 失敗を許し合える学級（失敗にこだわらない、友達を責めない等）
② 笑顔や笑いがある学級
③ すべての児童の人間関係が良好な学級
④ 担任や他の先生に児童が気軽に話しかけられる学級
⑤ 他の先生や保護者に開かれた学級（話しかけられやすい児童・教師）

(2) 児童本人や保護者からの情報聴き取りによる未然防止

・ 日頃から児童や保護者からよく話を聴く。（教育相談等）
・ 連絡帳を通して情報を得る。
・ 保護者に電話をして話を聴いたり、お願いや指導の約束をしたりする。

(3) 得た情報で重要なことは管理職に伝えて小さいうちに対処

・ 「三人寄れば文殊の知恵」一人で悩まない。
・ いじめを認知できる能力＝褒められるべき教員の大切な能力
起きたことは嘆くのではなく、今、見つけられたことを自負して対応する。見逃すことの方が恥ずかしいと考えて、児童を救う。

未然防止

○ 「未然防止」とは、「いじめ」が起きないように日頃の学級経営や人間関係を健全に保ち、いじめの片鱗もない状況をつくること。

認　知

○ 「認知」とは、実際にいじめの片鱗等が見え、被害者・加害者のどちらか一方でも明確化すること。

４　いじめの認知（即時対応）



＜情報提供＞
① 本人からの情報
② 保護者からの情報
③ 担任外からの情報
④ 学校外からの情報

＜情報確認＞
→ 学級担任
→ 生徒指導主事
→ 教務主任
→ 教頭

情報精査

認知

梅校いじめ根絶チーム
いじめレベルの判断と対応
校長・教頭・教務・生徒指導主事
・関係担任・（情報提供職員）

情報共有

被害児童
被害児童保護者

加害児童
加害児童保護者

レベル１

事実報告

異議

福島市教委

レベル２以上報告

別紙報告様式

指導

生徒指導協議会（全教職員）

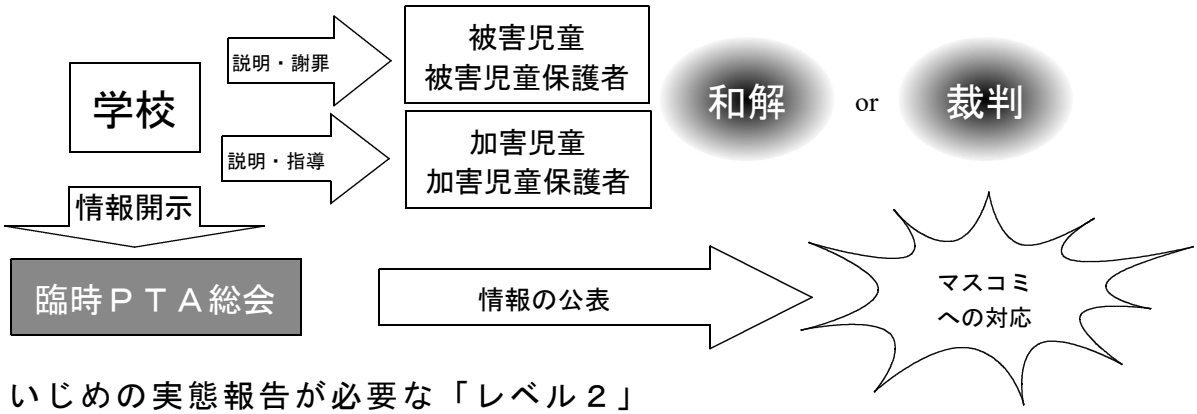
※ 未然防止に努力はするが、いじめは起こりうるものであり「認知すること」を恐れるものではない。いじめに気づき、対策を立てて実行することは、「いじめはどこでも起こりうること」という言葉の通り、教職員の気づきが高まったことをも意味する。その後、二度と起きないように、児童を見つめ、聴き取り、未然に解決できるように努力することが大切である。

※ いじめが起きたと判断した段階で、これまで培ってきた四小の伝統と誇りは雲散霧消し、風評被害により入学児童の減少なども考えられる。それなりの覚悟をしたい。

※ いじめ対応の原則「１＋３」
１・・・①被害児童・保護者への支援
３・・・①加害児童への直接指導、②加害保護者への助言、③傍観児童への指導

５　いじめ根絶チームで判断してからの手続き（レベル２以上・重大事案）

継続的・断続的にいじめが繰り返されていることが判明すれば、レベル２として福島市教委へ報告し指導を受けて対応する。レベル３以上と判断されれば、対象を検討して情報開示する。



６　いじめの実態報告が必要な「レベル２」

※　福島市教委「いじめ防止に関する取組方針」のＰ１３別紙１で報告をする。

＜レベルごとのいじめの判断＞

いじめの深刻度	レベルの実態	解消に向けた取組
レベル１	・学習や生活の様子に目立った変化は見られないが、本人がいじめがあったと感じる。	・アンケート調査　・声かけ ・聴き取り　・個別面談 ＜組織的対応＞・いじめ根絶チーム
レベル２ 市教委報告	・元気がない、学習意欲が低下する、身体的不調を訴える（保健室の出入りの増加）、交友関係が変化する（孤立）、頻繁にいたずらされる、物がなくなる、欠席・遅参・早退等が増える（不登校傾向）	・事実関係の把握 ・被害児童の心のケア ・被害保護者の支援 ・加害児童への直接指導 ・加害保護者への助言 ・傍観児童への指導 ・家庭・地域との連携
レベル３	・不登校、別室登校、身体的損傷、（打撲、傷、衣服の汚れ等）暴力、恐喝、脅迫等による身体的・精神的な苦痛や被害	・警察・児相・医療・民間団体等関係機関との連携 ・出席停止等の措置
レベル４	・自殺未遂、自殺	＜ＳＣ・ＳＳＷ等専門家の助言に基づいた対応＞ ・本人及び家族 ・子どもたち ・教職員 ・窓口の一本化(マスコミへの対応)

※　「解消に向けた取組」は、レベル１からいじめ根絶チームによる組織的対応を行う。

７　「解消した」という判断の仕方

文部科学省からの解消の定義は**「３ヵ月以上人間関係に変化がなく、いじめが再発していないこと」「被害者がいじめであるという感覚を持たなかったこと」**が条件である。その他、保護者への情報提供として「いじめは０であること」が説明でき、学校関係者に公表することができる状態になることを言う。